KPMG あずさ監査法人

企業会計審議会、「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表

2026年10月16日、企業会計審議会監査部会は、「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表しました。

継続企業の前提　重要な不確実性　不正対応

News

- 継続企業の前提に関して経営者が行った評価及び対応策について監査人が検討すべき合理的な期間は、現行では少なくとも決算日後1年間とされていますが、少なくとも**「財務諸表の公表の承認日」後1年間**とすることが提案されています。
- 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合のみならず、認められない場合にも、監査報告書に独立の区分を設け、継続企業の前提に関する事項を記載することが提案されています。
- わが国の監査基準や不正リスク対応基準では、不正または不正の疑いが識別された場合の対応等がすでに求められているため、監査基準等の改訂は行わず、**個別具体的な対応は日本公認会計士協会の実務指針で定める**ことが適切とされています。

Background

国内外における近年の企業破綻や不正会計事案を背景に、継続企業の前提や不正への監査上の対応に対する関心が高まっています。

こうした状況や国際監査基準の改訂を踏まえ、継続企業の前提の評価期間の見直しや監査報告書の記載事項の改正、不正への監査上の対応について検討が行われました。

Insight

今回の改訂案では、継続企業の前提に関する評価・開示や監査報告書の記載の充実が提案されています。不正への対応については、現行基準等の趣旨を踏まえ、監査人には質の高い監査を提供することが求められています。

企業においては、こうした監査上の対応の強化に向けたトレンドを踏まえて、自社への影響や必要な対応を検討していくことが重要です。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

1. 本公開草案公表の経緯

国内外における企業の破綻や不祥事等を背景に、継続企業の前提や不正に対する監査人の役割・責任への関心が高まっています。こうした状況を踏まえ、国際監査基準では、継続企業の前提に関する監査手続や監査報告書の記載、不正への監査上の対応等について改訂が行われました。これらの国際的な動向や近時の不正会計事案を踏まえ、国際監査基準との整合性を確保しつつ、継続企業の前提へのより適切な対応と情報提供の充実、不正に関する監査上の対応について検討が行われ、今回の公開草案が取りまとめられました。

2. 今回の公開草案の主なポイント

① 継続企業の前提に関する評価期間の延長及び監査報告書の見直し

継続企業の前提に関して経営者が行った評価及び対応策について監査人が検討すべき合理的な期間は、現行では少なくとも決算日後1年間とされていますが、少なくとも「財務諸表の公表の承認日」後1年間とすることが提案されました。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合のみならず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合についても、監査報告書に独立した区分を設け、継続企業の前提に関する事項を記載することが提案されています。上場会社等の監査では、経営者が重要な不確実性は認められないと結論付けるに当たり重要な判断を行っている場合、経営者の評価を監査人がどのように検討したかについても記載することとされています。

また、上記に関連して、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者は、重要事象等や経営者の対応策等について開示が求められている意義を十分に認識したうえで、継続企業の前提に関する評価及び開示を行うことが重要であるとの認識が示されています。

② 不正への監査上の対応

不正に関する国際監査基準の改訂を踏まえて検討が行われましたが、わが国の監査基準および不正リスク対応基準では、不正または不正の疑いが識別された場合の対応等がすでに求められていることから、監査基準等の改訂は行わないこととされています。

一方、不正または不正の疑いが識別された場合の手続きや、監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な検討事項」を記載する場合の表示方法等については、現行の監査基準等の趣旨を踏まえ、今後、日本公認会計士協会の実務指針において対応することが適切とされています。あわせて、すべての監査において、監査人が職業的専門家としての懐疑心の重要性を再認識することが求められています。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

また、近時の不正会計事案を踏まえ、不正に関する一義的な責任は、財務諸表作成者である経営者が責任を負うものとされています。その対応としては、企業におけるコーポレートガバナンスのあり方の検討などを含め、幅広い観点からの取組みが重要であるとの認識が示されています。

3. 適用時期について

改訂監査基準は、2028年3月決算に係る財務諸表の監査から実施することが提案されています。実務への適用に必要となる指針については、日本公認会計士協会において作成することが要請されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public